

■ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ ■

市内の発生状況（令和2年11月12日時点）

合計	重症	軽症	無症状	退院解除
112	0	6	0	106

※大阪府の報道発表資料をもとに作成しています。※最新情報はウェブサイトをご覧ください。☎ 災害対策課 ☎ 072-958-1111 内線 2713

家賃支援給付金 ～ LIC で電子申請をサポート～

地域の商工会などにスタッフを派遣し、スマートフォンやパソコンによる電子申請が困難な方をサポートします。※予約制、電話申込

とき 12月6日(日)～12日(土) 10:00～18:00
(受付 16:30 まで) 【最終日 16:30 (受付 15:00) まで】

場所 LIC はびきの2階 大会議室

申込・☎ 家賃支援給付金 申請サポートキャラバン隊

☎ 0120-150-413 (9:00～18:00 ※(土)日可)

市税の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付・納入が困難な方は、1年以内の期間で、市税の徴収猶予を受けられる場合があります。該当の場合、猶予実施に伴う担保の提供はありません。また、申請該当分は延滞金がかかりません。

申請の期限がありますので、対象となる要件や手続きなどの詳細は、下記担当までお問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

☎ 税務課 納税担当 ☎ 072-958-1111 内線 1440

中止となったイベントなど（定例実施）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送らせていただくこととなりました。

ご理解いただきますようお願いいたします。

- 第62回市民マラソン大会【スポーツ振興課】
- 第64回南大阪駅伝競走大会【スポーツ振興課】
- 令和3年消防出初式【災害対策課】

「2回目の特別定額給付金」の“詐欺”にご注意！

総務省を装い、偽の「2回目の特別定額給付金特設サイト」に誘導して情報をだまし取ろうとするメールが送信されています。国や市役所がこうしたメールを送ることはありませんので、アクセスせず削除してください。

～うつさない、もらわない～

マスク着用、手洗い、身体的距離の確保など、引き続き「新しい生活様式」の実践にご協力をお願いいたします。

※使用後のマスクは、ご自宅などで処分してください。



ひとり親世帯臨時特別給付金（未申請の方へ）

支給要件に該当する方で未申請の方（特に②・③に該当する方）は下記提出期限までに申請してください。詳細は市ウェブサイトにてご確認ください。

基本給付	対象 ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親の方
	給付額 1世帯5万円（第2子以降1人につき3万円）
追加給付	対象 上記、①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したひとり親の方 給付額 1世帯5万円

届出 上記①の方は申請不要。②③、追加給付は申請が必要となりますので、こども課で手続きをしてください。

※必要書類はこども課にご確認ください。

期限 令和3年2月26日(金)（郵送は当日必着）

☎ こども課

☎ 072-947-3836 (直通) FAX 072-956-0730

中小事業者等が所有する対象資産に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等が所有する対象資産に係る固定資産税及び都市計画税を令和3年度課税の1年分に限り軽減します。

- 対象** ●事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税
●償却資産に係る固定資産税

※対象となる事業用家屋は、工場や店舗などの事業の用に供している部分のみであり、居住の用に供している部分（事業用と居住用が一体となっている家屋は、事業専用割合に応じた部分）は対象外です。 ※土地は軽減の対象外です。

【要件・軽減割合】 令和2年2月～10月で任意の連続する3カ月間の事業収入を前年同期と比較

事業収入減少率	軽減割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額免除

申込 申告書（市役所ウェブサイトからダウンロード可）に必要事項を記入の上、認定経営革新等支援機関等の確認を受けたのち、確認の際に添付した書類一式（写し可）を添えて、令和3年1月4日(月)～2月1日(月)の期間に、例年の償却資産申告書と併せてご提出ください。

☎ 税務課 固定資産税担当

☎ 072-958-1111 内線 1550・1551